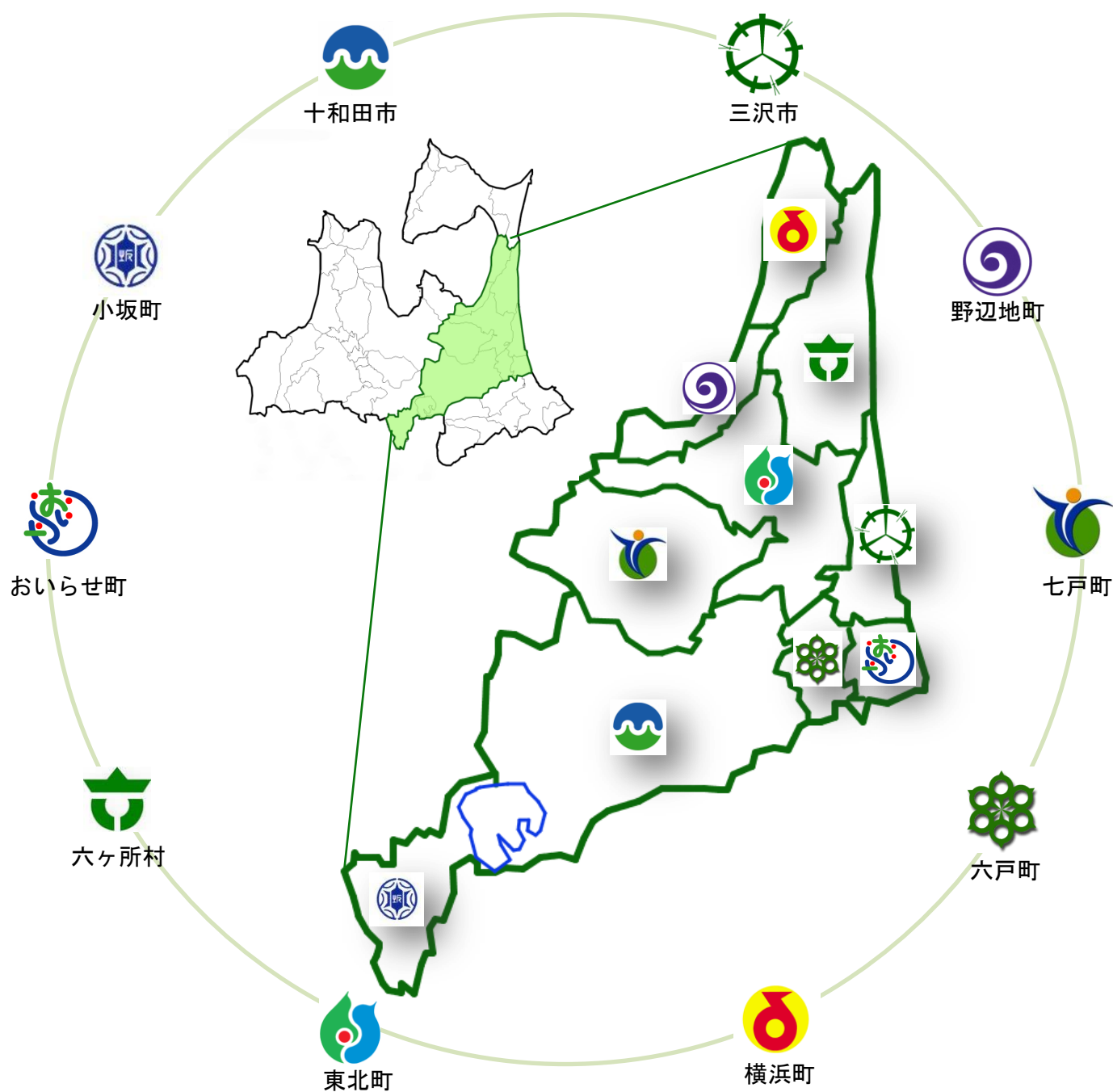


上十三・十和田湖広域 定住自立圏形成協定 合同調印式



日 時：平成24年10月4日（木）15：00～

場 所：十和田市役所 議会会議室

上十三・十和田湖広域

定住自立圏形成協定 合同調印式 次第

1 開 式

2 定住自立圏形成協定経過報告 及び 協定書概要説明

3 協定書調印

- (1) 市長・町長調印（十和田市長・三沢市長・野辺地町長）
- (2) 市長・町長調印（十和田市長・三沢市長・七戸町長）
- (3) 市長・町長調印（十和田市長・三沢市長・六戸町長）
- (4) 市長・町長調印（十和田市長・三沢市長・横浜町長）
- (5) 市長・町長調印（十和田市長・三沢市長・東北町長）
- (6) 市長・村長調印（十和田市長・三沢市長・六ヶ所村長）
- (7) 市長・町長調印（十和田市長・三沢市長・おいらせ町長）
- (8) 市長・町長調印（十和田市長・三沢市長・小坂町長）

4 中心市挨拶

十和田市長 小山田 久

三沢市長 種 市 一 正

5 閉 式

※閉式後、全体写真撮影

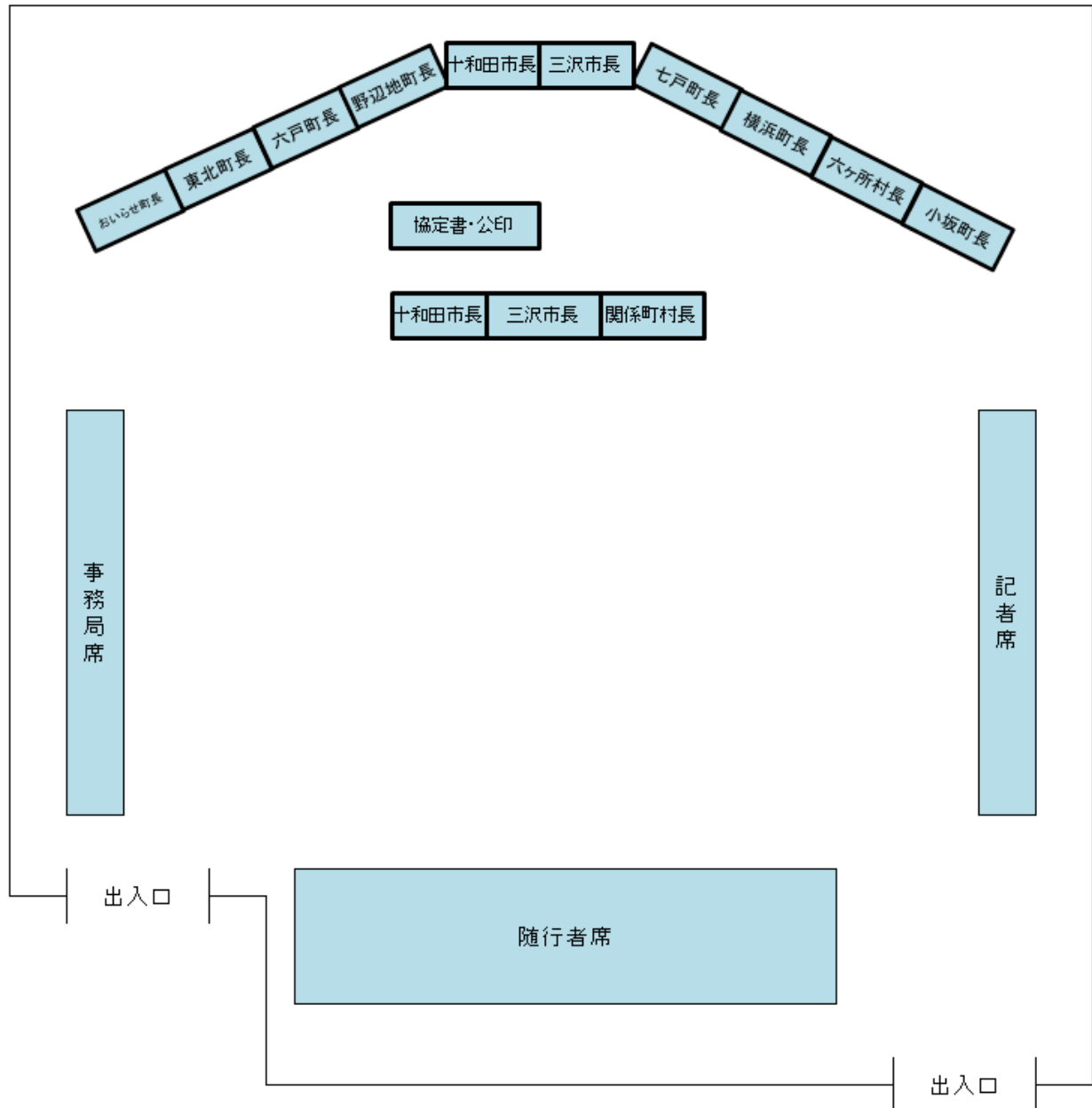
出席者名簿

所 属	職 名	氏 名
十和田市	市 長	小山田 久
三沢市	市 長	種 市 一 正
野辺地町	町 長	中 谷 純 逸
七戸町	町 長	小 又 勉
六戸町	町 長	吉 田 豊
横浜町	町 長	野 坂 充
東北町	町 長	斗 賀 壽 一
六ヶ所村	村 長	古 川 健 治
おいらせ町	町 長	成 田 隆
小坂町	町 長	細 越 満

上十三・十和田湖広域定住自立圏形成協定 合同調印式 【配席図】

【日時】平成24年10月4日(木)15:00~

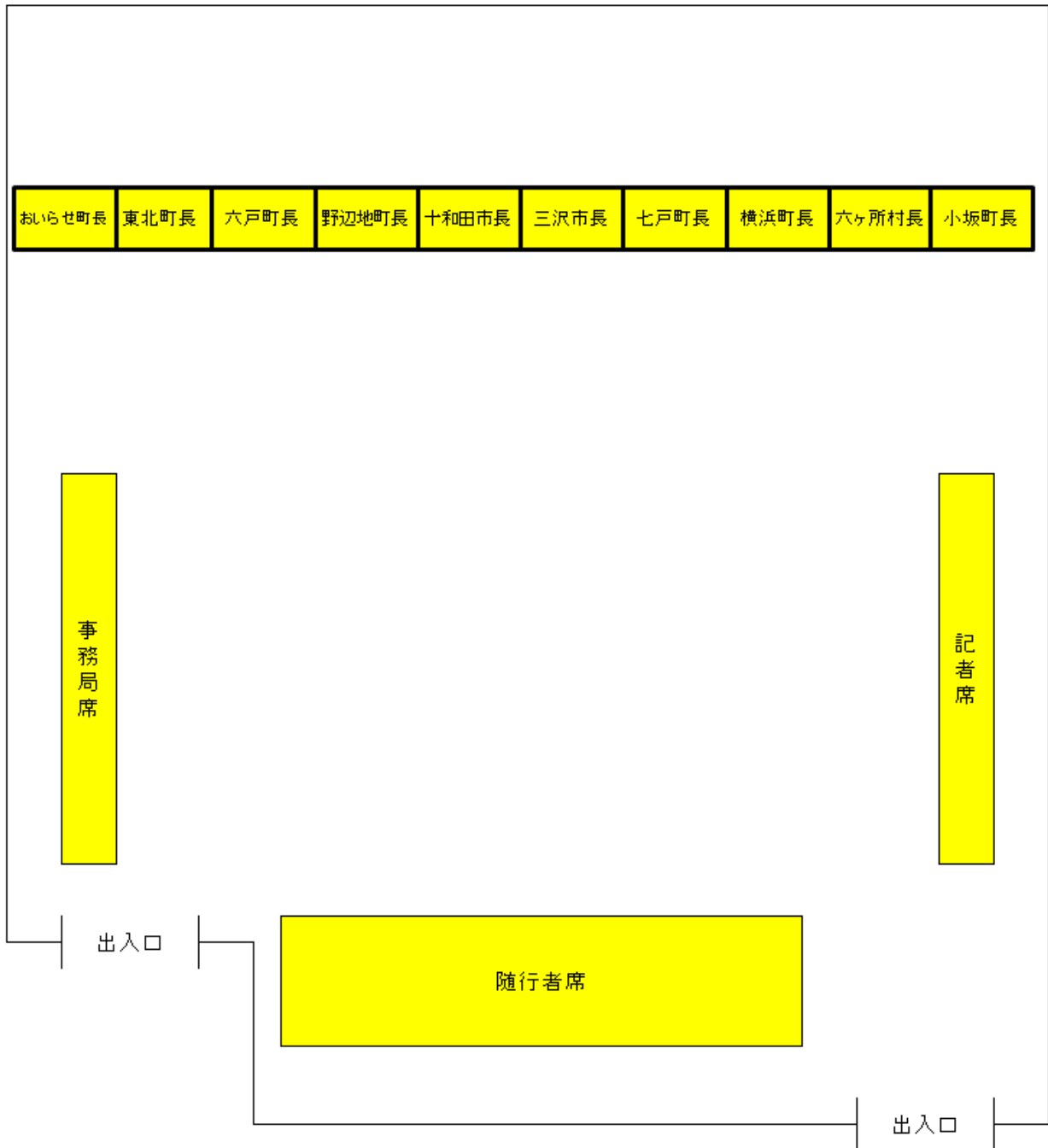
【場所】十和田市役所 議会会議室



上十三・十和田湖広域定住自立圏形成協定 合同調印式 【写真撮影】

【日時】平成24年10月4日(木)

【場所】十和田市役所 議会会議室



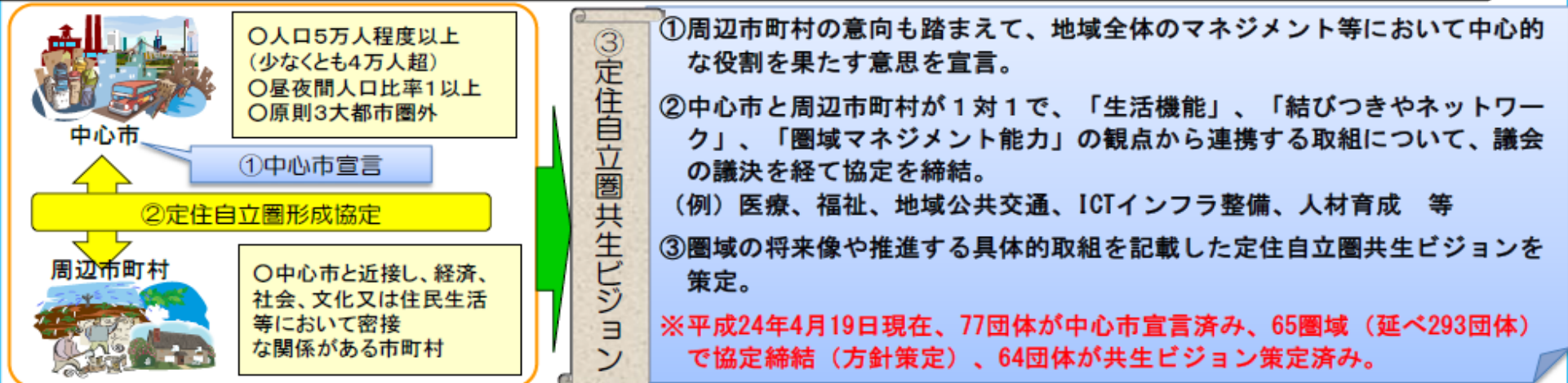
「定住自立圏構想」の推進

1 基本的考え方～都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしく～

都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、**圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。**

(「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)より抜粋)

2 定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



※広域的な合併を経た市が、当該市のみで定住自立圏を形成する場合は、定住自立圏形成方針を策定

3 定住自立圏に取り組む市町村に対する関係府省の支援策

市町村の自主的な取組に資するよう情報提供するほか、関係各省が連携し、下記の支援策を実施。

- 総務省(地方交付税)・包括的財政措置(中心市4,000万円、周辺市町村1,000万円を基本に算定)
 - ・外部人材の活用に対する財政措置(1市町村あたり3年間、700万円上限)
 - ・個別の施策分野における財政措置(病診連携等による地域医療の確保に要する経費(上限1,000万円)について、8割を特別交付税措置)
- 関係府省
 - ・事業の優先採択

上十三・十和田湖広域定住自立圏に関する経過報告

年 度	内 容
平成 21 年度	8月26日 上十三地域市町村圏協議会「定住自立圏構想」に係る勉強会 9月29日 上十三地域市町村圏協議会担当課長会議 10月5日 上十三地域市町村圏協議会市町村長会議 1月18日 上十三地域市町村圏協議会担当課長会議 2月18日 上十三地域市町村圏協議会市町村長会議 ※定住自立圏構想について圏域内で検討することを決定。
平成 22 年度	4月15日 上十三地域市町村圏協議会担当課長会議 4月21日 上十三地域市町村圏協議会市町村長会議 7月14日 第1回定住自立圏構想担当者会議 10月25日 第2回定住自立圏構想担当者会議 12月1日 第3回定住自立圏構想担当者会議 1月31日 上十三地域広域市町村圏協議会担当課長会議 2月7日 上十三地域広域市町村圏協議会市町村長会議 ※定住自立圏構想を進めることを決定。また、関係市町村の提案を受け、具体的連携事項についての検討を開始。
平成 23 年度	6月27日 定住自立圏構想担当者会議 1月18日 定住自立圏構想に係る連絡調整会議 2月17日 上十三地域市町村圏協議会担当課長会議 2月22日 上十三地域市町村圏協議会市町村長会議 3月29日 共同中心市宣言（十和田市・三沢市）
平成 24 年度	4月25日 第1回定住自立圏構想担当課長会議 7月4日 第2回定住自立圏構想担当課長会議 7月18日 第3回定住自立圏構想担当課長会議 7月27日 第1回定住自立圏構想関係市町村長会議 ※協定内容について市町村長間で合意 9月 圏域市町村による協定の締結に関する議決 各自治体の議決日 十和田市 9月25日、三沢市 9月13日、 野辺地町 9月4日、七戸町 9月13日、 六戸町 9月7日、横浜町 9月5日、 東北町 9月18日、六ヶ所村 9月10日、 おいらせ町 9月11日、小坂町 9月20日

様々な圏域の形態

県境を超えて形成された定住自立圏（県境型）



住民の生活実態を踏まえ、**県境の市町村**間で圏域を形成

※いずれの圏域も県境を超えて地域住民の移動（通勤通学等）が存在

中心市名	定住自立圏エリア	県境での取組例
鳥取市	鳥取県・兵庫県境	山陰海岸ジオパークを核とした観光事業
米子市・松江市	鳥取県・島根県境	中海（県境の湖）の水質保全
備前市	岡山県・兵庫県境	広域観光ルートの設定
中津市	大分県・福岡県境	県境コミュニティバス路線新設
都城市	宮崎県・鹿児島県境	休日診療、夜間救急体制維持

広域的な合併を行った合併市の定住自立圏（合併一市型）



広域的な合併を行った**合併市**で人口最大の旧市の昼夜間人口比率が1以上のものは、**合併1市**で定住自立圏を形成（人口最大の旧市を中心地域、他の旧市町村を周辺地域とした「定住自立圏形成方針」を策定）

大館市、由利本荘市、糸魚川市、下関市、薩摩川内市、山鹿市、唐津市、今治市、旭市、出雲市、浜田市、伊勢崎市、宮古島市、山口市、八女市、横手市、五島市、長浜市、西尾市

他の圏域と重複する定住自立圏（圏域重複型）



ある市町村が複数の圏域を形成（複数の中心市と連携する周辺市町村）

中心市名	重複市町村
稚内市、名寄市・士別市	浜頓別町、中頓別町、枝幸町
上田市、佐久市	東御市、立科町
都城市、鹿屋市	志布志市



大規模な市の圏域が他の圏域を包含して圏域を形成

中心市名	重複市町村
延岡市、日向市	日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村

2つの市を中心市とする定住自立圏（複眼型）



2つの市が共同して中心市となり、圏域を形成

中心市名
名寄市・士別市
十和田市・三沢市
米子市・松江市
四万十市・宿毛市

青森県十和田市・三沢市が＜複眼型＞で定住自立圏構想を推進

～平成24年3月29日(木) 共同中心市宣言～

- 青森県十和田市・三沢市の近接する2市が定住自立圏構想における中心市要件を満たしている。
- これまでの青森県上十三地域としての広域連携の経緯を踏まえ、総務省と相談も行い、十和田市と三沢市で以下の通り圏域形成を行うことで合意。

■共同で中心市となり、複眼型で圏域形成。

- ①これまで上十三広域圏という同一の圏域に属し広域連携を行ってきた経緯
- ②十和田市と三沢市の両市は非常に近接しており（例えば十和田観光電鉄の路線
総延長距離は14.7km）、生活圏を同じくし、地域的な繋がりを有すること等の事情を総合的に勘案し、複眼型＜2市が共同で中心市となる。＞で圏域形成を行い、定住自立圏構想を推進する。

上十三地域

十和田市

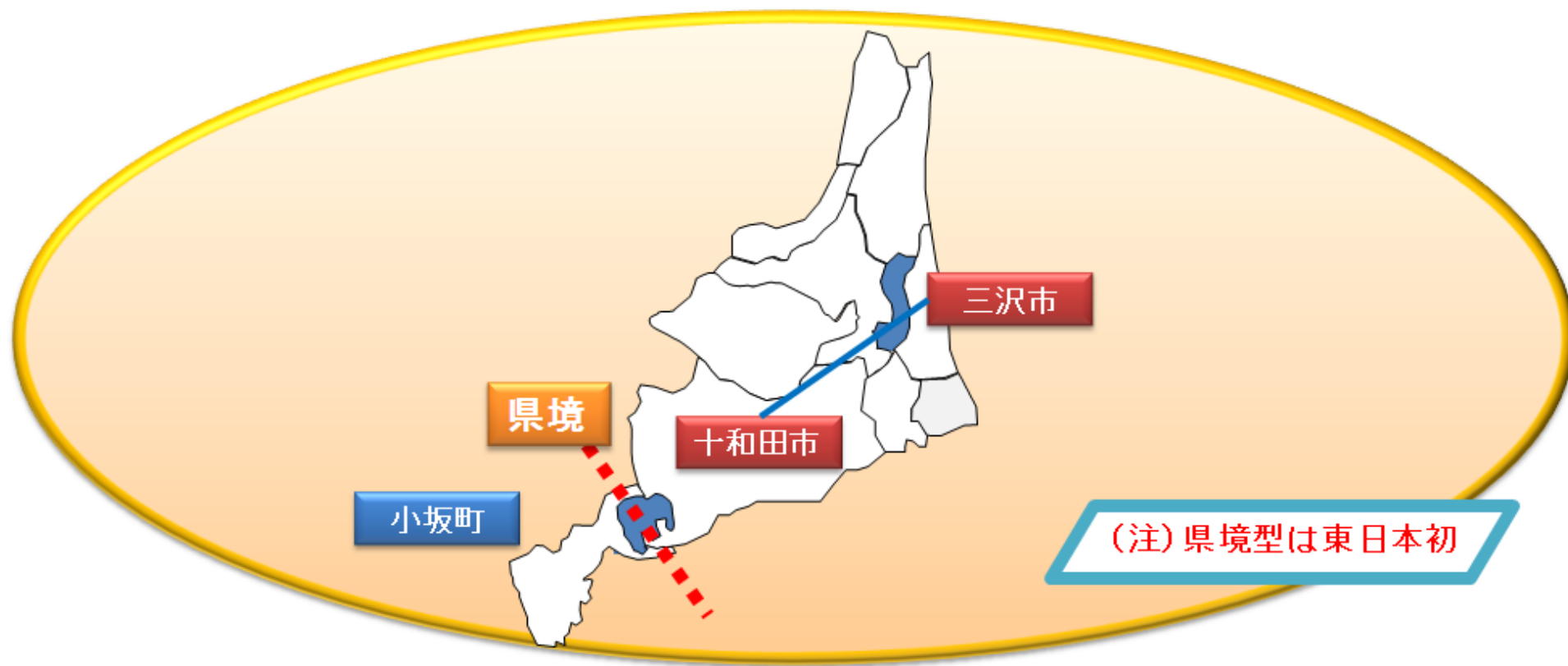
三沢市

(注) 複眼型の事例は全国では4例。東北地方では初。

秋田県小坂町の圏域参加について

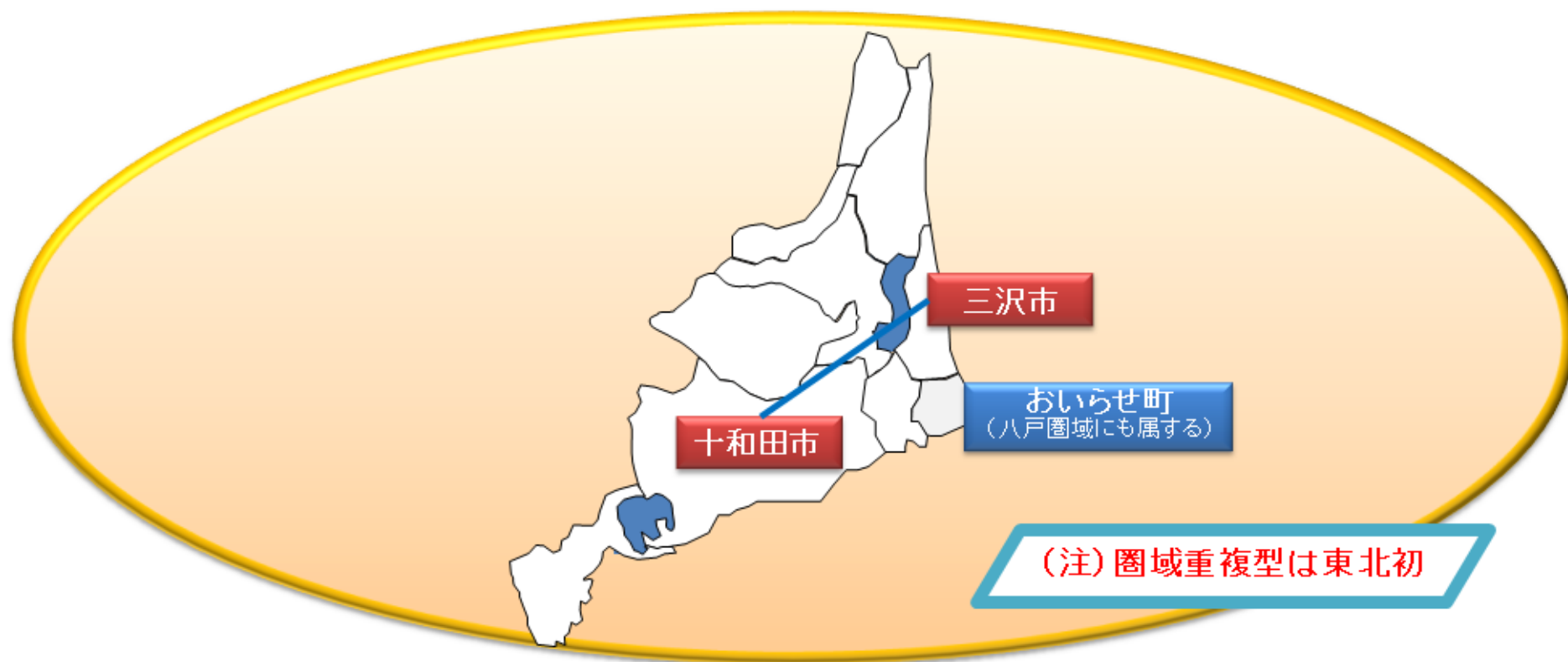
- 1 定住自立圏構想は、住民が県境に関わりなく生活機能を活用している実態を踏まえ、県境を越えて連携を行う「県境型」も許容している。
- 2 秋田県小坂町は、県は違えど、十和田湖を介して一定の地域的な繋がりを有していることから定住自立圏の枠組みを活用しつつ、一層の連携を図っていくため、本圏域に参加。

【6月1日 小坂町議会へ方針説明】



おいらせ町の圏域参加について

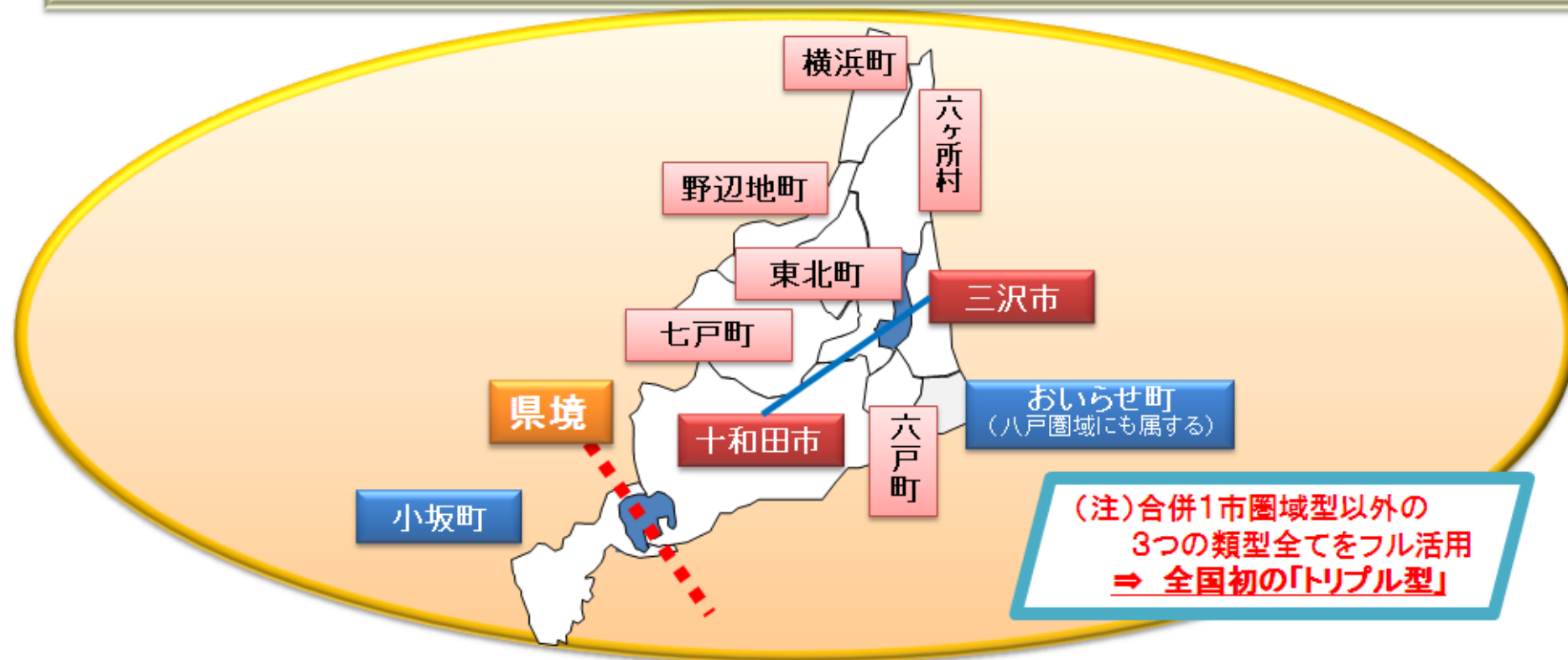
- 1 定住自立圏構想は、住民の生活実態を踏まえ、2以上の中心市と圏域を形成する「圏域重複型」も許容している。
- 2 おいらせ町は、既に八戸市と定住自立圏形成協定を締結しているが、三沢市との通勤通学割合が21%と客観的にも八戸圏域と同等に地域的な繋がりが深く、同じ生活圏に属することから、本圏域に参加。
【7月20日 おいらせ町議会へ方針説明】



＜複眼＆県境＆重複型＞で定住自立圏構想を推進

■全国初の「トリプル型」＜複眼・県境・圏域重複型＞ ～定住自立圏構想の柔軟性をフル活用～

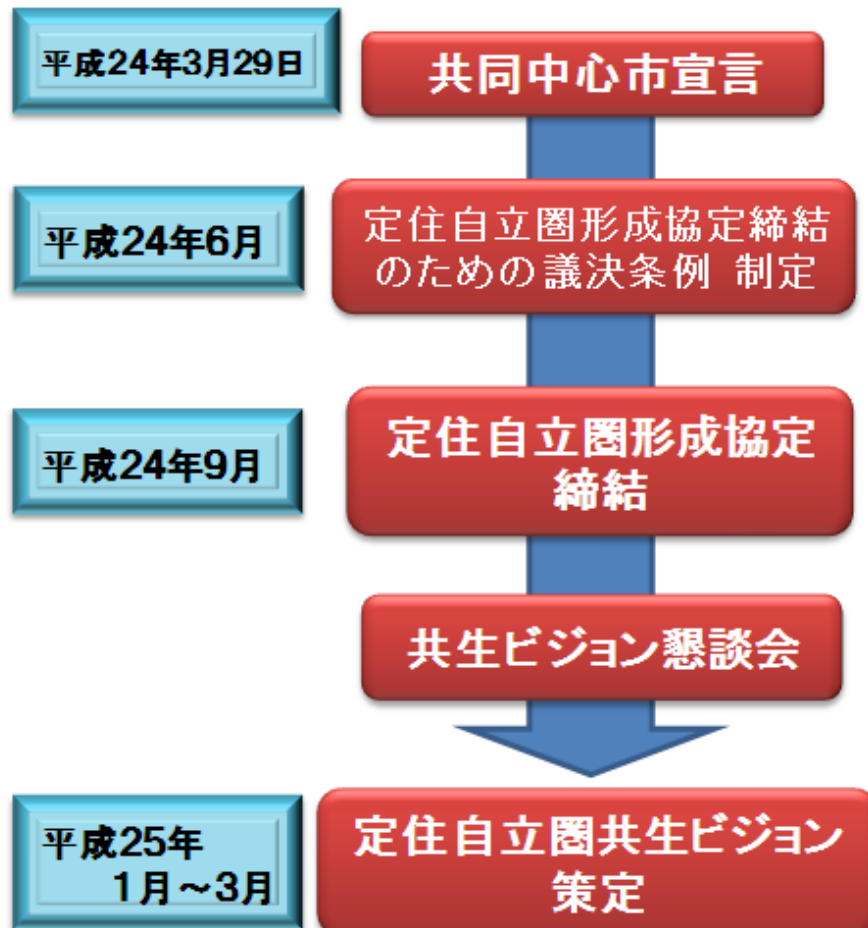
- 1－ これまでの青森県上十三地域の広域連携の経緯を踏まえ、十和田市と三沢市が共同で中心市となり、定住自立圏構想を推進。
- 2－ 一方で、定住自立圏構想は県境を越えて連携を行うことも許容しており、秋田県小坂町は十和田湖を介して一定の地域的な繋がりを有することから、本圏域に参加。
- 3－ 青森県おいらせ町も、三沢市との通勤通学割合が21%と客観的にも八戸圏域と同等に地域的な繋がりが深く、同じ生活圏に属することから、本圏域に参加。



今後の進め方 全体像について<想定>

- 〔 1ー平成24年2月22日 上十三地域広域市町村圏協議会 市町村長会議 【配布資料】
2ー平成24年3月29日 十和田市・三沢市共同中心市宣言式 【配布資料】 〕

スケジュール<大まかな流れ>



基本的スタンス

- 広大な圏域であることから、まずは十和田市及び三沢市を共同中心市とした定住自立圏を形成し、連携できる事項から順に取り組んでいくことが重要。【できることから着実に】
- 平成24年度(当初)に締結する「定住自立圏形成協定」や「定住自立圏共生ビジョン」は「スタートライン」であり、今後共同中心市と関係町村の連携・協力関係を深め、定住自立圏の取組を発展させていく。

【連携メニュー検討の考え方】

- 各町村の意向を尊重しつつ、各市町村にとってメリットがあり、既存事業を含め、早期に実施可能な取組から優先的に連携・協力していく。
- 協議に時間を要する取組等については、継続協議とし、必要に応じて追加協定や共生ビジョンの見直しで対応する。

定住自立圏の形成に関する協定書

十和田市及び三沢市（以下「甲」という。）と〇〇町村（以下「乙」という。）は、定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付総行応第 39 号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱第 4 の規定によるものという。）を行った甲とそれに賛同した乙との間において、相互に役割を分担して、人口定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、及び充実させるとともに、地域活性化に努め、住民が安心して暮らし続けることができる定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第 2 条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野及び取組の内容並びに甲及び乙の役割分担）

第 3 条 前条に規定する政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第 1 から別表第 3 までに掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第 1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第 2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第 3）

（事務執行に当たっての連携、協力及び経費負担）

第 4 条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

- 2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、前条において規定するもののほか、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該経費を負担するものとする。
- 3 第 1 項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する経費の負担については、その都度、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定の規定を変更しようとする場合は、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を相手方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、これに議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があったときは、当該通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 24 年 10月 4日

甲 青森県十和田市西十二番町6番1号
十和田市

十和田市長 **小山田 久**

青森県三沢市桜町一丁目1番38号
三沢市

三沢市長 **種 市 一 正**

乙 ○○県○○町村○○番地
○○町村

○○町村長 ○ ○ ○ ○

定住自立圏形成協定 体系図

1. 生活機能の強化

医療

福祉

教育

産業振興

防災・消防

ライフライン

2. 結びつきやネットワークの強化

地域公共交通

インフラ整備に関する
要望活動等

公共施設の相互利用

文化・芸術

圏域内の交流促進

3. 圏域マネジメント能力の強化

人材育成

「今後の進め方 全体像<想定>（平成 24 年 3 月 29 日定住自立圏構想中心市宣言式資料）より」

- ① 平成 24 年度に締結する「定住自立圏形成協定」及び「定住自立圏共生ビジョン」はスタートラインであり、今後共同中心市と関係町村の連携・協力関係を深めながら定住自立圏の取組を発展させていく。
- ② このため、「できることから着実に」を合言葉に、連携できる事項から着実に取組んでいくことが重要。
- ③ 具体的には、既存事業を含め、早期に実施可能な取組から優先的に連携・協力していく。また、協議に時間を要する取組等については、継続協議とし、必要に応じて追加・見直しを行う。

定住自立圏形成協定項目一覧表

視点	政策分野	連携施策	取組内容	連携市町村								
				共同 中心市	野 辺 地 町	七 戸 町	六 戸 町	横 浜 町	東 北 町	六 ヶ 所 村	お い ら せ 町	小 坂 町
1 生活機能の 強化	医療	地域医療ネットワ ークの充実	切れ目のない医療を適切に提供できるよう、救急医療や高度医療を担う中核病院と圏域内の各病院や診療所の役割分担と機能連携の強化、ネットワーク化を促進し、地域医療ネットワークの充実を図る。	○	○	○	○	○	○	○		
			救急医療や高度医療を担う中核病院及び診療所の運営体制の充実に努める。	○								○
	福祉	子育て支援の充実	子育て支援に関する事業の広域利用を推進し、圏域の住民の利用を可能にし、圏域全体の子育て支援サービスの充実を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	
			圏域における子育て支援を充実させるため、保育所の広域入所を推進する。	○								○
		認定審査会業務の連携	介護保険法に規定する介護認定審査及び障害者自立支援法に規定する障害程度区分認定審査の公平性及び効率性を確保するため、認定審査業務を共同で実施する。	○	○	○	○	○	○	○		
	教育	図書館の相互利用の促進	圏域内の図書館の相互利用に取り組み、圏域の住民の文化と教養の向上を図る。また、図書館資料の情報等の共有化を図り、圏域の住民が利用しやすい図書館サービスを推進する。	○	○	○	○	○	○	○	○	

